



監査結果報告書

宝 監 第 7 号

令和3年(2021年) 4月21日

宝塚市長 山崎晴恵様

宝塚市監査委員 徳田逸男

同 小川克弘

同 となき正勝

令和2年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社
地域利用施設 6 施設の指定管理者
共同利用施設 24 施設の指定管理者
中山台コミュニティ
末成町自治会

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社

第1 監査の種類

出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

主に令和元年度における公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社（以下「公社」という。）に対する市の出資金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

1 基本財産及び特定資産の額	302,871,280円
市の出資額	302,000,000円
出資比率	100%

2 公の施設の指定管理の状況

宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館

指定管理料 92,275,860円（令和元年度）

指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

第3 監査の期間

予備調査 令和3年 1月18日から令和3年 3月25日まで

本監査 令和3年 3月25日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、公社が設立目的に沿って運営されているかどうか、運営成績及び財政状況は良好かどうか、経理処理は適切かどうか、また、公の施設の指定管理業務について、当該施設の管理運営が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査の結果

出資金及び指定管理料は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

6 指摘・意見

【意見】

1 現地調査の実施等について

平成28年度財政援助団体等監査（以下「前回監査」という。）以降の公社に係る所管課現地調査の状況について改めて確認したところ、平成29年3月9日に実施した後、令和3年1月25日まで全く実施されていませんでした。平成29年3月9日実施の現地調査は、前回監査において現地調査の未実施が判明したことに伴い後日実施したものです。それにもかかわらず、現地調査の結果について決裁として残されていませんでした。また、令和3年1月25日実施の現地調査（以下「今回現地調査」という。）は、今回の財政援助団体等監査実施直前に行ったものと考えられ、監査対応のためだけに実施しているとしか考えられません。

さらに、今回現地調査において、公社に対して「職員の高齢化と新規不採用による年齢構成の空洞化」、「施設の老朽化による計画的な修繕、更新対策」等を口頭指示していますが、これらは、市と公社とで継続的に話し合っていかなければならない重要な事項であり、口頭ではなく文書により具体的内容について指示すべきであったと考えます。

加えて、「施設の老朽化による計画的な修繕、更新対策」は、前回監査等でも意見していますが、本来市が負担すべき修繕であるにもかかわらず、市の予算不足を理由として公社の負担で実施したものが平成18年度から令和元年度までの合計で8,347万円と常態化している状況を鑑みると、むしろ市が主体となって考えていくべきことであると考えます。平成29年6月に公社が調査し作成した「宝塚市立スポーツセンター建物点検に伴う修繕要望」や保全計画書の内容を基に、予防修繕を含む長期的な視点をもって、計画的な修繕を実施するよう努めてください。

現地調査は、計画と実績との差を確認することで指定管理業務の執行状況を確認するためだけでなく、指定管理者に業務の誠実な履行を促す効果もあると考えます。今回の監査の中で判明した、屋内及び屋外プール監視業務従事者について市が指定管理者に求めている業務仕様書と公社の再委託の業務仕様書とで資格要件が異なっていたことも含め、所管課においては、今後は定期的な現地調査を実施し、健全かつ良好な関係を公社と築きながら適正な指定管理業務の遂行に努めてください。

2 利用料金の減免について

公社では、宝塚市立スポーツ施設条例第11条に基づき、施設及び附属設備の利用料金を減免しています。この減免について、令和元年度（2019年度）年次事業報告書

の中で、「公社の減免規程により処理していますが、近年減免対象の事業が増え公社の収入に影響が生じております。」「とりわけ新規の市主催等事業については、利用料としての予算を計上され、適正な利用料金の収受についてご配慮をお願いします。」と市に対して要望しています。

公社の減免内容を確認したところ、市が主体的・中心的に関わっていないのではないかとと思われる事業等が見受けられました。このことは、平成24年3月30日付け政策推進課長通知「指定管理者制度導入施設における利用料金の減免の取扱いについて」でも課題と認識されており、施設の所管課及び減免を利用する庁内各所管部課は適正な減免制度の運用及び施設利用に努めることとされています。

市が主体的・中心的に関わっていない事業等について減免することは、指定管理者の収入に影響するだけでなく、結果として減免対象事業等への実質的な経済支援となります。市主催等事業に係る利用料金の減免については、他の施設等の状況を鑑みながら、予算外の経済支援と疑われることがなく、真に必要な減免となるよう基準の見直しを検討してください。

第7 公社の概要

1 目的

公社は、スポーツ及びスポーツレクリエーション等に関する事業を行い、宝塚市民の体育・スポーツ等の振興を図ることにより、心身ともに健全な人間形成に寄与することを目的としています。

2 組織

公社は、理事長1人、常務理事1人（公社事務局参与兼務）、理事2人、監事2人、評議員4名並びに事務局職員15人（参与を含む。）をもって構成されています。

（令和2年3月31日現在）

3 事業内容

- （1）スポーツ及びスポーツレクリエーション等の振興事業
- （2）宝塚市から受託する社会体育施設の管理運営事業
- （3）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

4 経営状況

平成28年度から令和元年度までの比較収支計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

比較収支計算書

(単位 円)

科 目	年 度		R1		
	H28	H29	H30	決算額	対前年増減
基本財産運用収入	109,402	110,000	110,000	110,000	0
特定資産運用収入	522,400	416,281	387,001	376,100	△ 10,901
事業収入	93,341,722	93,991,554	90,692,584	87,319,304	△ 3,373,280
利用料金収入	173,609,994	165,121,042	165,465,207	143,773,767	△ 21,691,440
指定管理料収入	111,999,608	104,630,000	104,550,000	92,275,860	△ 12,274,140
受託事業収入	1,677,848	1,675,583	1,686,435	1,641,168	△ 45,267
負担金収入	1,002,100	992,780	1,066,200	1,032,200	△ 34,000
雑収入	7,690,529	7,134,261	6,677,342	5,928,309	△ 749,033
事業活動収入小計 (A)	389,953,603	374,071,501	370,634,769	332,456,708	△ 38,178,061
前期繰越収支差額	21,662,886	24,547,813	22,241,312	17,174,056	△ 5,067,256
収入合計 (B)	411,616,489	398,619,314	392,876,081	349,630,764	△ 43,245,317
管理費支出	284,044,517	284,072,317	286,629,601	281,271,082	△ 5,358,519
完布北グラウンド 管理費支出	16,567,608	26,223,233	25,491,287	0	△ 25,491,287
高司グラウンド 管理費支出	8,717,388	8,920,994	9,302,985	0	△ 9,302,985
花屋敷グラウンド 管理費支出	23,675,903	0	0	0	0
健康・スポーツ教室開催 事業費支出	43,196,923	43,956,391	43,483,819	44,155,242	671,423
指導者養成事業費支出	32,400	50,000	30,000	0	△ 30,000
調査研究等事業費支出	12,140	2,500	66,980	1,300	△ 65,680
スポーツ活動事業費支出	3,834,778	6,311,435	3,262,792	1,205,200	△ 2,057,592
市民スポーツ振興 事業費支出	5,309,171	5,165,549	5,748,126	5,351,446	△ 396,680
受託事業費支出	1,677,848	1,675,583	1,686,435	1,641,168	△ 45,267
事業活動支出合計 (C)	387,068,676	376,378,002	375,702,025	333,625,438	△ 42,076,587
事業活動当期収支差額 (A-C)	2,884,927	△ 2,306,501	△ 5,067,256	△ 1,168,730	3,898,526
次期繰越収支差額 (B-C)	24,547,813	22,241,312	17,174,056	16,005,326	△ 1,168,730

比較貸借対照表

(単位 円)

科 目	現 在	平成 2 8 年度末	平成 2 9 年度末	平成 3 0 年度末	令和元年度末	
		決算額 (A)	決算額 (B)	決算額 (C)	決算額 (D)	対前年度比較 (D - C)
資 産 の 部	現 金 預 金	86,692,277	65,196,359	61,718,672	28,152,285	△ 33,566,387
	受 取 手 形	17,539	17,372	16,998	0	△ 16,998
	小 口 現 金				30,000	30,000
	未 収 金	1,846,227	1,673,884	1,637,805	8,997,517	7,359,712
	未 収 利 息	116,138	152,903	152,903	152,903	0
	前 払 金	1,455,864	1,206,681	315,722	880,155	564,433
	仮 払 金	1,550,000	1,450,000	1,523,024	1,520,000	△ 3,024
	流 動 資 産 合 計	91,678,045	69,697,199	65,365,124	39,732,860	△ 25,632,264
	投資有価証券・J A	10,000	10,000	10,000	10,000	0
	投資有価証券・東海	99,990,000	99,990,000	99,990,000	99,990,000	0
	基本財産 合 計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0
	特 定 資 産 ・ 野 村	79,992,000	0	0	0	0
	特 定 資 産 ・ J A	71,280	93,280	93,280	93,280	0
	特 定 資 産 ・ 東 海		109,978,000	109,978,000	109,978,000	0
	特 定 資 産 ・ U F J		2,800,000	2,800,000	9,063,960	6,263,960
	特 定 資 産 ・ 大 和	110,000,000	0	0	0	0
	特 定 資 産 ・ 岡 三	12,799,720	10,000,000	10,000,000	0	△ 10,000,000
	特 定 資 産 ・ み ず ほ		80,000,000	80,000,000	80,000,000	0
	特 定 資 産 ・ 備 品				3,736,040	3,736,040
	特 定 資 産 合 計	202,863,000	202,871,280	202,871,280	202,871,280	0
減 価 償 却 累 計 額				△ 93,401	△ 93,401	
そ の 他 固 定 資 産 合 計	0	0	0	△ 93,401	△ 93,401	
固 定 資 産 合 計	302,863,000	302,871,280	302,871,280	302,777,879	△ 93,401	
合 計	394,541,045	372,568,479	368,236,404	342,510,739	△ 25,725,665	
負 債 の 部	未 払 金	36,524,595	22,526,259	21,786,606	16,160,040	△ 5,626,566
	未 払 費 用	7,043,544	47,417	6,565	51,832	45,267
	前 受 収 益	22,686,584	22,507,094	24,123,624	5,828,170	△ 18,295,454
	預 かり 諸 税	856,820	877,501	839,914	1,013,713	173,799
	預 かり 保 険 料	1,193	1,483,036	1,370,770	660,293	△ 710,477
	仮 受 金			52,681	1,166	△ 51,515
	預 かり 金	17,496	14,580	10,908	12,320	1,412
流 動 負 債 合 計	67,130,232	47,455,887	48,191,068	23,727,534	△ 24,463,534	
合 計	67,130,232	47,455,887	48,191,068	23,727,534	△ 24,463,534	
正 味 財 産 の 部	指 定 正 味 財 産 合 計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0
	一 般 正 味 財 産	227,410,813	225,112,592	220,045,336	218,783,205	△ 1,262,131
	正 味 財 産 合 計	327,410,813	325,112,592	320,045,336	318,783,205	△ 1,262,131
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	394,541,045	372,568,479	368,236,404	342,510,739	△ 25,725,665	

地域利用施設 6 施設の指定管理者
共同利用施設 24 施設の指定管理者
中山台コミュニティ
末成町自治会

第 1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第 2 監査の対象

主に令和元年度における地域利用施設（6 施設）、共同利用施設（24 施設）、中山台コミュニティセンター及び末成集会所の指定管理者に対する市の指定管理料に係る出納その他の事務の執行

第 3 監査の期間

予備調査 令和 3 年 1 月 1 8 日から令和 3 年 3 月 2 5 日まで

本 監 査 令和 3 年 3 月 2 5 日

第 4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、抽出した高松会館、福井会館、鹿塩会館、亀井会館、中山台コミュニティセンター及び末成集会所の公の施設の指定管理業務に係る指定管理料について、当該施設の管理運営が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第 5 監査の結果

指定管理料は、目的に沿い、出納その他の事務についてもおおむね適正に執行されていました。

なお、第 6 で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《全施設共通》

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い休館要請した施設の指定管理料の補填について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い休館要請した地域利用施設、共同利用施設、中山台コミュニティセンター及び未成集会所（以下「地域利用施設等」という。）の令和元年度指定管理料の補填（以下「損失補填」という。）については、地域利用施設等に対し臨時休館を要請した令和2年3月13日から同月31日までの期間において、臨時休館したことに起因して失ったと思料される利用料収入（以下「損失収入」という。）から休館に伴い減少した経費等（以下「減少経費等」という。）を差し引いた金額を補填するものです。

各指定管理者からの申請書の内容について確認したところ、申請のあった施設27施設中5施設については、損失収入及び減少経費等について積算の記載が見られる一方、残りの22施設については減少経費等についての積算の記載が無く、損失収入のみをもって、その全額が補填されていました。このことについて所管課に確認したところ、「各指定管理者から補填額の申請を受理した後、損失収入及び減少経費について口頭及び電話確認を行い、十分協議した上で決定を行った。ただし、指定管理者による令和2年3月分の光熱水費の支払いについては、費用確定に時間を要し、令和元年度出納閉鎖期間までに支払いを終える必要があったため、領収書や請求書の添付までは求めなかった。」旨の説明を受けました。

年度末の限られた期間の中で確認手続や精査を行う必要があったことは一定理解しますが、事前に減少経費等の積算にあたっての対象経費や積算基準を例示するとともに、記載内容が不十分な申請については、内容修正を依頼して積算内容を記載してもらうなど根拠を明確にしておく必要があったのではないかと考えます。

今後所管課において同様の申請を受ける際には、あらかじめ申請書の記載方法について分かりやすく説明を加えておくとともに、提出された申請内容を十分に精査し、申請書の記載内容が不十分であるものに関しては、指定管理者に対し修正を依頼するなど、施設間に取扱いの不公平が生じないようにしてください。

第7 指定管理の概要

1 管理施設一覧

(1) 地域利用施設（西谷会館を除く）

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
美座会館	美座会館管理運営委員会	美座2丁目10番1号	平成28年4月～令和3年3月	297,000
光明会館	光明会館管理運営委員会	光明町10番24号	平成28年4月～令和3年3月	343,000
雲雀丘倶楽部	公の施設のよりよい管理運営を めざす市民の会・宝塚	雲雀丘1丁目1番1号	平成28年4月～令和3年3月	1,263,600
南口会館	特定非営利活動法人シニアパワー を活かす会	南口2丁目14番5-3号	平成28年4月～令和3年3月	469,300
御殿山会館	御殿山会館管理運営委員会	御殿山2丁目1番81号	平成28年4月～令和3年3月	1,332,600
高松会館	高松町自治会	高松町7番6号	平成28年4月～令和3年3月	495,800

(2) 共同利用施設

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
長尾南会館	丸橋自治会	山本丸橋2丁目1番1号	平成28年4月～令和3年3月	427,100
安倉会館	安倉自治会	安倉中2丁目2番1号	平成28年4月～令和3年3月	365,000
小浜会館	小浜自治会	小浜5丁目11番21号	平成28年4月～令和3年3月	239,000
福井会館	福井・亀井自治会	福井町9番6号	平成28年4月～令和3年3月	187,530
小林会館	小林会館運営委員会	小林1丁目3番20号	平成28年4月～令和3年3月	343,000
鹿塩会館	鹿塩自治会	鹿塩1丁目4番36号	平成28年4月～令和3年3月	309,600
中筋会館	中筋会館運営委員会	中筋3丁目61番地	平成28年4月～令和3年3月	497,400
高司会館	高司会館管理運営委員会	高司2丁目14番6号	平成28年4月～令和3年3月	267,100
中山寺会館	中山寺自治会	中山寺2丁目6番2号	平成28年4月～令和3年3月	239,000
美幸会館	美幸町自治会	美幸町9番20号	平成28年4月～令和3年3月	352,500
山本台会館	山本台自治会	山本台1丁目13番3号	平成28年4月～令和3年3月	254,972
売布会館	売布北自治会	売布1丁目7番1号	平成28年4月～令和3年3月	334,000
川面会館	川面会館管理委員会	川面3丁目12番10号	平成28年4月～令和3年3月	283,200
松ガ丘会館	松ガ丘会館運営委員会	花屋敷松ガ丘21番22号	平成28年4月～令和3年3月	141,600
泉町会館	泉町会館運営委員会	泉町10番5号	平成28年4月～令和3年3月	135,000
旭町会館	旭町会館運営委員会	旭町2丁目22番37号	平成28年4月～令和3年3月	265,800
仁川会館	仁川会館運営委員会	仁川北3丁目2番3号	平成28年4月～令和3年3月	404,000
伊子志会館	伊子志会館運営委員会	伊子志1丁目6番27号	平成28年4月～令和3年3月	147,000
御所の前会館	御所の前町自治会	御所の前町7番14号	平成28年4月～令和3年3月	143,500
米谷会館	米谷会館運営委員会	米谷2丁目17番23号	平成28年4月～令和3年3月	354,000
亀井会館	福井・亀井自治会	亀井町10番17号	平成28年4月～令和3年3月	137,050
安倉西会館	安倉西会館運営委員会	安倉西2丁目1番3号	平成28年4月～令和3年3月	150,000
山本野里会館	宝塚市丸橋財産管理組合	山本野里2丁目5番29号	平成28年4月～令和3年3月	161,221
山本会館	山本自治会	山本東2丁目2番1号	平成28年4月～令和3年3月	463,000

(3) 中山台コミュニティセンター

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
中山台コミュニティセンター	中山台コミュニティ	中山桜台5丁目15番2号	平成28年4月～令和3年3月	11,614,000

(4) 未成集会所

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
未成集会所	未成町自治会	未成町37番10号	平成28年4月～令和3年3月	91,000

なお、地域利用施設のうち、西谷会館については平成30年度に監査を実施したため、今回の監査の対象としていません。

2 管理施設の概要

(1) 地域利用施設

ア 施設設置の目的

地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動等を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資するため設置しています。

イ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 利用許可に関する業務

(イ) 利用料金の徴収に関する業務

(ウ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、地域利用施設の管理に関し市長が必要があると認める業務

(2) 共同利用施設

ア 施設設置の目的

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第6条の規定に基づく共同利用施設を設置しています。

イ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 利用許可に関する業務

(イ) 利用料金の徴収に関する業務

(ウ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、共同利用施設の管理に関し市長が必要があると認める業務

(3) 中山台コミュニティセンター

ア 施設設置の目的

地域社会における市民の相互交流及び相互扶助並びに主体的な学習、文化活動等を通して自治意識と連帯感を醸成し、快適で住みよい地域社会を形成するため、地域の中核的施設として設置しています。

イ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 地域で活動する組織の連携の促進に関する事、コミュニティの形成を図るための場の提供に関する事及びこれらのほか市長が必要であると認める事業を遂行する業務

(イ) 利用許可に関する業務

(ウ) 利用料金の徴収に関する業務

(エ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(オ) (ア) から (エ) に掲げるもののほか、中山台コミュニティセンターの管理に関し、市長が必要であると認める業務

(4) 未成集会所

ア 施設設置の目的

地域社会における福祉の向上を図るため、市民の集い、相互扶助及び学習活動等の用に供する集会施設として設置しています。

イ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 利用許可に関する業務

(イ) 利用料金の徴収に関する業務

(ウ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、集会所の管理に関し市長が必要であると認める業務